

徳島市小中学校照明設備ＬＥＤ整備事業公募型プロポーザルに係る
質疑回答書

公告番号	徳島市公告第 173 号	業務名	徳島市小中学校照明設備ＬＥＤ整備事業
------	--------------	-----	--------------------

令和 8 年 7 月 21 日公表資料

No.	質問日	該当文書及び項目 番号	質問	回答
1	7/3	実施要領第 4 の 3 (6)	事業役割を担う構成員の類似事業契約実績についてですが、本事業と同様のプロポーザル方式での契約実績でないといけないのでしょうか。 入札等で、国又は地方公共団体が発注した学校施設のＬＥＤ照明器具の新設又は更新をした工事の契約実績ではいけないのでしょうか。	本事業は官民連携による性能発注の事業であるため、類似実績においても性能発注による事業実績を対象としております。従来方式のような、仕様発注による実績は含みません。
2	7/6	実施要領第 4 の 3 (6)	事業役割を担う構成員は平成 20 年度以降に国または地方自治体が発注した類似事業を事業者役割として契約した実績を有しているとの記載がありますが、これは 1) 一般工事入札やリース入札は含まれず、ESCO 事業や DB0 方式の「老朽化した設備の更新、ＣＯ２排出量の削減及び電気料金の縮減を図ることを目的」とした事業を事業役として契約した実績を有していることであるとの認識	1) 質問 No.1 と同様とします。また ESCO 事業や DB0 方式等は対象とし、一般工事入札や仕様発注によるリース入札は対象外とします。 2) 参加要件として校数の指定はしていませんが、評価対象としております。 3) ご認識のとおりです。 4) 評価に直接関わる内容であるため、無回答とします。

			でよろしかったでしょうか。 ２）その実績は今回公募対象となっている約 40 校程度を事業役割として契約した実績を有しているとの認識でよろしかったでしょうか。 ３）その実績は「普通教室等の大部分を直管 LED」にて更新した事業化した実績は認められず、「普通教室等の大部分を本事業の要求同等の LED 器具本体」での実績を有していることとの認識でよろしかったでしょうか。 ４）その実績は 5 件以上で「評価項目：事業実績」にて最大の評価を得ることが出来るとの認識でよろしかったでしょうか。	
3	7/6	実施要領第 5 の 1	提出する参加表明書は 1 部でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	7/6	実施要領第 5 の 1 (1)	参加表明書の提出書類ウ～カは「第 4 の 3 (1)」に該当しない構成員が提出するものと記載がありますが、グループで参加する場合、事業役割含む全構成員が「第 4 の 3 (1)」に該当していれば、ウ～カの提出は不要という認識でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	7/6	実施要領第 5 の 1 (1)	参加表明書の様式の右上に「参加者番号」とありますが、こちらは記載不要という認識でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。参加表明書を提出いただいた際に、参加者番号を割り振りお伝えいたします。なお、参加表明後の提出書類について

				は、参加者番号の記入枠がある場合は記入をお願いいたします。
6	7/6	実施要領第6の3 (3)	照明制御を提案する場合、更新後の照明制御補正をご提示ある係数にて試算をすることとの記載がありますが、これは既設蛍光灯照明器具で使用中の「照明制御」をLED 照明器具へ更新後に継続利用した際も「照明制御補正」を実施して省エネルギー計算するとの認識で良いのでしょうか？それとも新規で導入する「照明制御」のみが「照明制御補正」を実施して省エネルギー計算するとの認識でよろしいのでしょうか。	新規で導入する「照明制御」のみを対象とします。
7	7/6	実施要領第7	現地の台数と配布資料の器具概要の台数が異なっていた場合、配布資料の器具概要の台数を正として、提案書を作成してよろしいのでしょうか。また、工事費についても、全校の調査に行くことができないことから、図面を基に工事費を積算するとの認識でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。
8	7/6	実施要領第8(1)	期間中であれば質疑は何回でも提出してよいという認識でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	7/6	実施要領第11	リスクと責任分担表に記載のある「建設段階 物価の変動 急激なインフレ・デフレ(設計費に対して影響のあるもののみを対象とする)」に本市と事業者の両方に「○」の記載があります。	ご認識のとおりです。計画・設計段階は事業者負担となりますが、建設段階については協議によるものとします。

			これは、令和８年度に提案した導入費用と令和９年で導入工事を実施する際に、物価高騰や人件費上昇があった場合は、協議をしていただけるとの認識でよろしいでしょうか。 物価高騰や人件費上昇を証明できるものは、国が公表する公共工事物価指数や公共工事労務単価のみであり、メーカーが定める定価上昇等は認められないとの認識でよろしいでしょうか。	
10	7/6	実施要領第12の5(2)	本事業は令和８年度～令和１０年度(令和１１年２月28日)までの事業であり、支払い限度額は、令和８年度０％ 令和９年度４０％との記載がありますが、令和９年度中に事業が完了(導入工事完了)した際は、契約期間の変更や支払い限度額の変更は可能であるとの認識でよろしいでしょうか。 それとも令和９年度中に事業が完了(導入工事完了)した場合でも、契約期間の変更や支払い限度額の変更は実施しないとの認識でよろしいでしょうか。 また、早期に事業が完了(導入工事完了)する方が、本市にとって、より省エネルギー効果が得られると思われますが、より事業が完了(導入工事完了)することが評価対象となりますでしょうか。	令和９年度中に事業が完了した場合でも、契約期間の変更や支払い限度額の変更は実施しないものとします。令和１０年度中については、履行期間を令和１１年２月末から短縮可能とします。 早期の事業完了による評価については、審査委員の判断によるものとします。
11	7/6	実施要領第14	配布資料には高所作業箇所が分かるような資料が	ご認識のとおりです。配布資料は参加表明書の

			含まれているという認識でよろかったでしょうか。	提出後に順次配布する予定ですが、メール等で希望あれば適宜配布いたします。
12	7/6	仕様書第5の2	「ただし、やむを得ずランプ交換をする場合は、本市との協議の上で選定し、承諾を得ること。」とありますが、特殊な仕様や意匠性にこだわる器具についてのみ、やむを得ずランプ交換が可能、その他、提案は器具ごと交換のみに限るという認識でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。
13	7/6	仕様書第5の3(2)	「使用する電線・ケーブル類はエコマテリアルとする」とのことですが、現在エコマテリアルが入手困難な状況となっています。エコマテリアルを使用することにより工期が間に合わないと判断した場合については、協議させていただいてもよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。詳細については、優先交渉権者特定後の協議によるものとします。
14	7/6	仕様書第6の5(14)	「パイプ吊り型の照明器具は直付けとし」とありますが、提案段階では天井状況などを考慮せず、単純に直付器具に変更とするとのこと、事業者選定後、全校現地調査に行き、天井の梁が干渉している等現地調査に行って判明した内容については、仕様・金額（増額）ともに協議させていただくことは可能でしょうか。	ご認識のとおりです。
15	7/6	様式2 参加者構成概要書	グループの構成員として、その他役割を記載しても良いか	ご認識のとおりです。

			事業役割、設計役割、施工役割以外の役割 ※「様式 2 参加者構成概要書」には、担当役割 「その他（）」と記載箇所があります	
16	7/6	実施要領第 7	・現場ウォークスルー調査にグループで参加する場合、8 名以内であれば脚場屋など協力会社も参加して良いか？	ご認識のとおりです。なお事業役割以外の参加者については、役職欄に企業名も追記してください。当日は名刺等を提示していただき、本人確認をさせていただきます。
17	7/16	実施要領第 14	配布資料「01 照明器具概要」ですが、PDF ではなく、Excel データでいただくことは可能でしょうか？	配布資料としては、PDF で配布いたします。優先交渉権者には Excel データをお渡しする予定です。